

神奈川県行政書士会表彰規程

(目的)

第 1 条 この規程は、神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）会則第 8 1 条及び本会表彰委員会規則第 2 条に規定する個人会員、本会に勤務する事務局職員及び会員の補助者の表彰についての基準を定める。

(表彰の時期)

第 2 条 表彰は定時総会又は記念式典において行う。ただし、特別の事情があるときは、随時に行うことができる。

(会員の表彰基準)

第 3 条 表彰委員会（以下「委員会」という。）は表彰しようとする会員を次の基準により選考し会長に報告するものとする。

- (1) 本会のために特に功労があった者
- (2) 他の模範とするに足りる行いのあった者
- (3) 本会役員、委員会委員、各部部員、ワーキンググループ委員及び支部役員（本会に届出がある場合に限る。）に在職して精勤し、その在職期間を通算して 8 年を超える者
- (4) 本会の会員として通算 1 5 年以上の業務歴のある者

(在職期間の特例)

第 4 条 在職期間の計算については、前条第 3 号の規定にかかわらず、次の職にあった者は、次の各号に掲げる年数をそれぞれの在職期間に加算する。ただし、同一の期間内において役職を兼務した場合は、次の各号に掲げる最長期を加算する。

- (1) 会長は 1 期につき 6 年
- (2) 副会長は 1 期につき 4 年
- (3) 理事、監事及び会則第 4 8 条第 1 項各号及び同条第 2 項の委員会の委員長並びに支部長は 1 期につき 2 年
- (4) 委員会委員、各部部員、ワーキンググループ委員は、1 期につき 1 年

(欠格事由)

第 5 条 第 3 条の規定に該当する者であっても次の各号の一に該当する者は表彰しない。

- (1) 会則の遵守に欠ける者
- (2) 会則第 1 5 条の処分を受け、その処分満了の日より 1 0 年を経過しない者
- (3) 行政書士業務に関連して監督官庁より処分を受け、その処分満了の日より 1 0 年を経過しない者
- (4) 会費を 1 期（会則施行規則第 6 条による）分以上滞納している者

(職員の表彰基準)

第 6 条 委員会は表彰しようとする本会に勤務する事務局の職員を次の基準により選考し、会長に報告するものとする。

- (1) 本会の発展に特に功労があったと認められ、業務に誠実で職員の模範となる者
- (2) 職員として 1 0 年以上精励勤続した者

(補助者の表彰基準)

第 7 条 委員会は表彰しようとする会員の補助者を次の基準により選考し、会長に報告するものと

する。

- (1) 同一会員の事務所の届け出があり、補助者として10年間精励勤続した者
- (2) 削 除

(表 彰 状)

第 8 条 被表彰者には、表彰の趣旨を明らかにした表彰状又は感謝状を贈るものとする。

2 前項の表彰状又は感謝状には、記念品を副えて贈ることができる。

(死亡者の表彰)

第 9 条 この規程による被表彰該当者が死亡した場合は、表彰状又は感謝状に前条第2項の記念品に代わる弔慰品を副えてその遺族に贈ることができる。

(退会者等の表彰)

第 10 条 第3条第1号及び第6条第1号による被表彰該当者が退会等をした場合は、表彰状又は感謝状を贈ることができる。

(会長の専決)

第 11 条 第9条及び前条並びに急を要すると認められた表彰については、第3条及び第6条の規定にかかわらず、会長がこれを決し行うことができる。この場合、後日理事会に報告するものとする。

附 則

この規程の変更は理事会の承認を要するものとする。

この規程は、昭和55年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年12月9日から施行する。ただし、第10条は、平成10年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月16日から施行する。